

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

<給付の内容>

- 教育訓練経費の**50%**（上限年間**40万円**）を6か月ごとに支給
- 資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方又は当該資格取得等が訓練修了日の翌日から1年以内であって雇用保険の被保険者として雇用されている方には、教育訓練経費の**20%**（上限年間**16万円**）を追加支給

<支給の対象となる方>

- 雇用保険の被保険者である方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方

かつ、

- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は2年以上）ある方

※ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方

さらに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、教育訓練支援給付金制度の対象となり、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給（平成33年度末までの暫定措置）。

2. 給付の対象となる講座（専門実践教育訓練）の指定基準

専門実践教育訓練となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は年2回（4月1日・10月1日）行っており、指定の有効期間は3年間です。

次の①～⑤の類型のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される<講座レベル要件>を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。※下線は平成31年4月から適用（予定）

① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

[訓練期間が原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む）]

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上
就職・在職率：80%以上

② 専門学校¹の職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）

[訓練期間が2年のもの（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満）]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

③ 専門職大学院

[訓練期間は2年以内（資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間）のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）
定員充足率：60%以上
認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

※ 就職・在職率 = (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者 + 受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者) / 入講者

④ 大学等における職業実践力育成プログラム

[訓練期間：正規課程の場合、1年以上2年以内のもの
特別な課程の場合、時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上
(大学院における正規課程にあつては、就職・在職率：80%以上、定員充足率：60%以上)

⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間が120時間以上（ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上
就職・在職率：80%以上

⑥ 第四次産業革命スキル習得講座

[訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上

⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

[訓練期間：専門職大学・学科：4年のもの、専門職短期大学・学科：3年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率：80%以上、定員充足率：60%以上
認証評価（機関別評価及び分野別評価）において適合相当

※ この他にも指定の要件はございますので、詳細は、下記記載の厚生労働省HPに掲載している「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定を希望される方へ（教育訓練施設向けパンフレット）」をよくお読みください。

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は年2回受け付けております（例年、10月1日指定分につき、4月中旬～、翌年4月1日指定分につき、10月上旬～、いずれも約1ヶ月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知）。

厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

厚生労働省HP 専門実践教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_senmon.html

厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）トップページの右上の検索窓口で、「講座を運営する事業者（スクール）の方へ（専門実践教育訓練）」と検索ください。

○ 講座の指定に関する問い合わせ先（平成30年度）

講座指定の申請手続きについて（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課
電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

○ 専門実践教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
(連絡先一覧) <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

看護教育体系のうち、専門実践教育訓練給付の対象となりうる課程の範囲について

看護師・准看護師・保健師・助産師の資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程について、専門実践教育訓練の講座指定を希望される場合、以下に該当する講座について申請をいただくことができます。

類型①に該当するものとして専門実践教育訓練の講座指定対象となりうるのは、看護師・准看護師・保健師・助産師の資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程のうち、(1)下図において赤線で囲んだ範囲の課程であって、(2)資格の取得に必要な最短の期間で修了するもの(夜間等に授業を行う課程(看護師2年課程定時制(3年で修了)等)を含む。)となります。

また、類型②(専門学校)の職業実践専門課程)、類型⑦(専門職大学・専門職短期大学・専門職学科等)に該当するものとして専門実践教育訓練の講座指定対象となりうる場合もありますので、指定基準等をご確認ください。

なお、指定を受けるためには、このほか、講座レベル要件その他の指定基準を満たす必要があります。

看護教育の体系図

